



第2次寒川 学びプラン(案)

概要版

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント
(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和2年12月14日(月) ~ 令和3年1月12日(火)まで

「第2次寒川 学びプラン(案)」に対する

皆さんからのご意見をお待ちしています

町では、町民のだれもが、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学び、生きがいのある充実した生活を送るとともに、人と人とのつながりや支え合いのなかで、学んだことを活かすことにより、地域活性化につなげていけるようにするため、「寒川 学びプラン」を策定し、生涯学習施策に取り組んできました。

この計画が令和2年度で終了することから、引き続き生涯学習による協働のまちづくりに町全体で総合的、計画的に取り組んでいくため、生涯学習施策の基本的な考え方と方向性を示した「第2次寒川学びプラン」(計画期間：令和3年度～6年度)の策定に取り組んでおります。

生涯学習とは

「生涯学習」とは、一人ひとりが個性や能力を発揮し、生きがいのある充実した生活を送るために生涯を通じて行う学習のことです。

生涯学習の分野には、学校教育や社会教育の中で組織的に行われるものだけに限らず、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション、ボランティア、趣味など、様々な分野が含まれます。

基本理念

ともに学び・ともに支えあう 自己実現と協働のまち・さむかわ

すべての住民が健康で、心豊かに暮らせること、さらに、地域社会のなかで、それぞれの役割を担い、生きがいをもって社会参加していくことなどが、地域の活性化につながります。

生涯学習を通じて、一人ひとりが自己実現のため、いきいきと学ぶことの楽しさを享受し、自己を高めていくとともに、自分の経験や学んだことを、職場や地域社会のなかでのびのびと発揮して活かしていけるよう、互いに支え合い協力し合う互恵の精神に基づく、住民、事業所、町などの協働によるまちづくりを目指し、生涯学習を推進します。

基本目標

基本理念を実現するため、「学ぶ、活かす、つながる」の3つの視点から目指すべき生涯学習の姿を基本目標として掲げます。

基本目標1	「学ぶ」	いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習
基本目標2	「活かす」	学んだことを活かせる生涯学習
基本目標3	「つながる」	学びでつながる生涯学習

⇒計画全般について、町民の皆さんからのご意見を募集いたします。

★本資料は概要版です。各施設に配架の、もしくはweb(最終ページ参照)より全体資料をご覧ください。

基本目標1 「学ぶ」 いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習

生涯学習は、町民一人ひとりがその自主的・自発的意思に基づき、生涯にわたって行うことが基本となります。

このため、町民が自分に合った学習方法や場を選び、学習を深めていくことができるよう相談窓口の充実を図るとともに、学習に必要な情報の積極的な提供に努めます。

また、多様化・高度化する町民の学習ニーズに対応した学習機会を提供し、町民の自主的・自発的な学習活動を推進するとともに、学習を通じた仲間づくりなど学びの拠点となる既存施設の有効活用や生涯学習に参加しやすくするための環境づくりなど学習環境の充実を図ります。

【施策の方向1】 自主的・自発的な学習の支援

町民の学習意欲に応え、自主的・自発的な学習活動を支援するためには、多様な学習情報の提供や学習相談体制の整備が重要です。

あらゆる年代の町民が、生涯学習に関する情報を容易に得ることができるよう、様々な媒体を活用した情報提供に努めるとともに、身近な場所で学習相談に応じるなど、情報提供・相談体制の充実を図ります。

【施策1】 学習情報の提供・学習相談機能の充実

【施策の方向2】 ライフステージに応じた学習機会の充実

人々の成長過程における生涯学習との関わりは、家庭、学校、地域の中で、人と人とがつながり、人間関係を形成していく重要な要素であり、人格形成にも大きな影響を与えます。

町民一人ひとりが生きがいのある充実した人生を送るため、自分に適した方法により、生涯にわたって学習活動を行うことができるようライフステージに応じた学習機会の充実を図ります。

- 【施策1】 乳幼児期における学習機会の提供
- 【施策2】 青少年期における学習機会の提供
- 【施策3】 成人期における学習機会の提供
- 【施策4】 高齢期における学習機会の提供

【施策の方向3】 学習ニーズ・現代的課題への対応

町民の多様化・高度化する学習ニーズに応じた魅力的な学習メニューの提供に努めるとともに、現代的課題に対応した講座等の学習機会の充実を図ります。

- 【施策1】 スポーツ・健康について知り・学ぶ機会の充実
- 【施策2】 環境について知り・学ぶ機会の充実
- 【施策3】 安全について知り・学ぶ機会の充実
- 【施策4】 生活課題について知り・学ぶ機会の充実

【施策の方向4】 学習環境の充実

「いつでも、どこでも、だれでも」生涯学習に取り組めるようにするためには、身近な学習の場が必要となります。

社会教育施設はもとより、既存公共施設を身近な学習の場としての有効活用を図るとともに、すべての人が生涯学習活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

また、関係機関との連携により学習支援体制の充実を図ります。

- 【施策1】 施設の有効活用
- 【施策2】 参加しやすくするための環境づくり
- 【施策3】 関係機関との連携による学習の支援

基本目標２ 「活かす」 学んだことを活かせる生涯学習

生涯学習活動を通じて、自らの心を豊かにし、自分の生活に活かしていくだけでなく、その学習成果を地域社会へ還元していくことは、学習者にとって大きな喜びとなるものです。自らの学習成果が他の人々の役に立つことでやりがいも生まれ、さらなる学習への動機づけともなります。

このため、町民が様々な場面で学習成果を活かし、地域活動へつなげていけるよう、学習活動の成果を発表する機会や地域で活かす機会の充実を図ります。

【施策の方向１】 学習成果を発表する機会の充実

町民が生涯学習活動を通じて身に付けた知識や技術などの学習成果を発表することは、発表者自身の学習意欲を高めるとともに、他の学習者へのきっかけや刺激にもなります。

学習成果の発表を通じて、さらなる生涯学習活動へつなげられるよう、学習成果を発表する機会の充実を図ります。

【施策１】 学習成果を発表する場の提供

【施策の方向２】 学習成果を地域で活かす機会の充実

町民が学習成果を地域活動の中で活かしていくことは、自らも新たな学びを得るとともに学習成果を地域社会に還元し共有することになります。生涯学習を推進する上で、大きな役割を果たすとともに地域づくりにもつながります。

町民の学習成果が地域社会で活かされるよう、しくみや機会の充実を図ります。

【施策１】 ボランティアの育成・活動支援 【施策２】 人材育成・活用の推進

基本目標３ 「つながる」 学びでつながる生涯学習

生涯学習活動を通じて、学習者や活動団体同士がつながることで、お互いを高め合い、学び合い、支え合うという関係性へ発展し、生涯学習による仲間づくりから地域づくり、まちづくりへつながることが期待されています。

まちづくりにつながる学習機会の充実や活動の支援を図り、生涯学習によるまちづくりを推進します。

【施策の方向１】 まちづくりにつながる学習機会の充実

地域には、地域固有の特性や学習資源が存在しています。地域の歴史、文化などの特性を学び、地域を知ることは、地域への愛着を深めるとともに、地域に対する関心を高め、地域づくりやまちづくりに関わるきっかけになります。

多くの町民が地域づくり・まちづくりに関わっていくことができるよう、まちづくりにつながる学習機会の充実を図ります。

【施策１】 地域やまちを知る学習機会の提供

【施策の方向２】 まちづくりにつながる活動の支援

町民と行政が協働し、地域住民が主体的に地域の問題に取り組むことが、自分たちの生活や地域全体を豊かにしていくことにつながります。

町民の主体的な活動を支援するとともに、地域で活動する団体等と行政が協働して、生涯学習によるまちづくりを推進することができる環境づくりに努めます。

【施策１】 活動団体への支援

全体資料の閲覧方法

「第2次寒川 学びプラン（案）」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。HP 内で『第2次寒川 学びプラン』と検索。

◆ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

▶QRコードはこちら



※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

町役場本庁舎2階情報公開コーナー、町役場本庁舎2階協働文化推進課窓口、シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、健康管理センター、寒川町民センターおよびセンター分室、寒川総合図書館

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

①郵 送：〒253-0196 寒川町宮山 165

②FAX：0467-74-9141

③メール：bunka@town.samukawa.kanagawa.jp ▶メールQRコードはこちら

④担当課へ持参



受付時間：土日祝日および年末年始を除き、午前8時30分～午後5時15分まで

⑤資料配布閲覧場所にある意見募集箱へ直接

(宛先)：寒川町町民部 協働文化推進課文化担当

(記入事項)

閲覧場所で配布する所定の用紙または任意の用紙に、ご意見、住所、氏名（団体等の場合は所在地）をご記入の上、上記①～⑤の方法で提出してください。

※住所が町外の方は、勤務先または通学先も記入してください。

(募集期間) 令和2年12月14日(月)～令和3年1月12日(火)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「第2次寒川 学びプラン」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。

個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り使用し、「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町町民部 協働文化推進課文化担当

住 所 〒253-0196

寒川町宮山 165 番地

電 話 0467-74-1111

FAX 0467-74-9141

「高座」のころ。

高座郡さむかわ